

令和7年宇治田原町総務建設常任委員会

令和7年6月12日

午前10時開議

議 事 日 程

日程第1 付託議案審査

議案第31号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第2 各課所管事項報告について

○企画財政課所管

- ・株式会社官民連携事業研究所との連携協定について

○税住民課所管

- ・令和7年度町民税（個人）の賦課状況について
- ・令和6年度町税徴収実績について

○建設環境課所管

- ・令和6年度ごみ排出量の実績について
- ・環のくらし地域活動促進事業補助について

○まちづくり推進課所管

- ・第13回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果について
- ・令和7年度第1回宇治田原町都市計画審議会の開催結果について

○上下水道課所管

- ・下水道普及状況について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	2番	光島善正	委員
副委員長	6番	今西利行	委員
	1番	谷口茂弘	委員
	3番	堀口宏隆	委員
	10番	藤本英樹	委員
	12番	原田周一	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	勝 谷 聡 一 君
総 務 政 策 監	奥 谷 明 君
総務理事兼総務課長	村 山 和 弘 君
建 設 事 業 理 事	垣 内 清 文 君
総 務 課 課 長 補 佐	飯 田 謙 吾 君
総 務 課 課 長 補 佐	西 谷 久 弥 君
総 務 課 課 長 補 佐	松 原 慎 也 君
企 画 財 政 課 長	中 地 智 之 君
企画財政課課長補佐	岡 本 博 和 君
企画財政課課長補佐	角 田 友 和 君
企画財政課課長補佐	明 尾 洋 平 君
税 住 民 課 長	奥 西 正 浩 君
建 設 環 境 課 長	中 村 浩 二 君
建設環境課課長補佐	田 中 寿 生 君
まちづくり推進課長	植 村 和 仁 君
まちづくり推進課 課 長 補 佐	山 崎 浩 典 君
産 業 観 光 課 長	谷 出 智 君
産業観光課課長補佐	檜 木 忍 君
上 下 水 道 課 長	下 岡 浩 喜 君
上下水道課課長補佐	石 田 隆 義 君
上下水道課課長補佐	衣 川 信 哉 君
会計管理者兼会計課長	岡 崎 貴 子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	西 尾 岳 士 君
専 門 官	長 谷 川 み ど り 君

開 会 午前10時00分

○委員長（光島善正） 皆さん、おはようございます。

本日は総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席いただき誠にありがとうございます。

着座によって進めさせていただきます。

本日の委員会は、6月4日の開会日に上程され、付託されました議案第31号の1議案の付託議案審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことにいたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 改めましておはようございます。

本日は、令和7年第2回の定例会におきます総務建設常任委員会開催いただきまして、誠にありがとうございます。委員長をはじめ各位の皆さんには、ご審査賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

一言ご挨拶を申し上げます。

まず、梅雨に入りまして、台風第1号がようやくという言い方がいいのかどうか分からないのですが、発生をいたしまして、先日、京都気象台の気象台長とお話をする機会がありました。昨年、実は本町、警報も出ていないとがありまして、その会話になったときに、台長いわく、やっぱり長年というか年数一定期間あれば、実は天気というのは帳尻を合わせにきているというのが過去の実績からありますということでございまして、防災パトロールでもお世話になったんですが、その際にも申し上げたんですけれども、その分、今年ちょっと返ってくる可能性があるなというふうなこともちょっとお話をしていまして、総務課を中心にしっかりとちょっとそのあたりは気を引き締めて、防災減災のほうは取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

この間、まず、修学旅行、先月ありました。小学校6年生と中学3年生、ここも、それまで全然天気よかったんですが、ちょっと残念ながら雨が少しばらついたということで、ただ全日程、行程ができたということでご報告を受けているところで、よかったなというふうに思っております。

それとお礼になりますが、先般のうじたわら健活フェスタ、多くの議員の皆さんのお越しをいただきまして本当にありがとうございました。ここもまた残念ながら、また雨になってしまったんですが、昨年を超える来場者数ということで現課のほうからも聞いておりまして、非常にコンパクトにしながら動線を短くして多様な機会を提供できるようなことができたというふうに思っております。私も行きまして、いろいろな測定をさせていただいたんですが、もっとポテンシャルがある事業ですんで、来年に向けてもっとブラッシュアップをしていきたいなというふうに思っているところでございます。

それともう1点だけ、この間、国のほうに、議長にも一日一緒に同行させてもらったんですが、道路に関して、首長が全国から集まって、もう一つが高速道路に関してです。高速道路も全体のほうと、新名神に関してと、延べ4日、東京のほうへ行かせていただきました。そのうち2日は京都に関連する国会議員さんの事務所を訪れ、中にはきっちりとお会いをさせていただいてというところもございまして、まだ非常に細いパイプではございますが、こういうふうに粘り強く汗をかいていきたいというふうに思っておりますので、引き続き、議員の皆さんにおかれましては、お力添えいただきますようお願いを申し上げます。

さて、本日におきましては、付託議案審査1件、所管事項でございますので、またご審査賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、今日から少し暑くなるというふうにも聞いておりますので、くれぐれも委員の皆さんにおかれましてはお体にご留意ご自愛をいただきまして、ご活躍をいただきますことをご祈念申し上げましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（光島善正）　ありがとうございました。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより、議事に入ります。

◎付託議案審査

○委員長（光島善正） 日程第 1、付託議案審査について。

◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 議案第31号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。奥西税住民課長。

○税住民課長（奥西正浩） 改めまして、おはようございます。

それでは、宇治田原町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第31号、資料のほうをご覧ください。

本条例につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い所要の改正を行うものです。

改正の主な内容につきましては、まず、1、公示送達に係る改正につきまして、インターネットを用いる方法を示した整備の省令改正に合わせて改正するものです。

施行日につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、附則第 1 条第12号に掲げる規定の施行日となっております。

続きまして、2、個人住民税に係る改正につきましては、納税義務者に生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しない者を有する場合において、控除すべき金額について特定親族特別控除額を創設することに伴う法律改正に合わせて改正するものでございます。

施行日につきましては、令和 8 年 1 月 1 日となっております。

続きまして、3、たばこ税に係る改正につきましては、加熱式たばこにかかる紙巻きたばこへの本数の換算方法が見直される課税標準特例の整備に伴い改正を行うものです。

施行日につきましては、令和 8 年 4 月 1 日となっております。

以上となります。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 今、説明で大体分かったんですが、1 点目ね、公示送達に関わっていますが、インターネットを用いる方法とありますが、これ今までと違って利便性が高まるとか、そのあたりもうちょっと教えていただけますか。

○委員長（光島善正） 奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩） こちら公示送達につきましては、現在は、例えば、督促状とか発送させていただいたときに居所不明で返送したときでこちらのほうに戻ってきたときでこちらのほうに戻ってくるんですけども、それを発送しましたという名目で町の掲示板のほうに掲示をさせていただいております。それをインターネットでも閲覧できるよう、町の我々事務所側にありますパソコン上でも閲覧ができるようということで、整備の改正を、令和5年度の税制改正において実施するということで、今回、内容が改正されるということになっております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。

そうしたら、もう1点だけですが、2番の個人住民税に関わる改正、説明そのとおりなんですけれども、これはもうちょっと分かりやすく説明をお願いしたいと思うんですけれども、これ103万の壁の関係でこういうふうになったのでしょうか。

○委員長（光島善正） 奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩） 令和7年度の税制改正に伴いまして、控除が変わったと、所得税の控除が変わるということで、当然住民税のほうの控除も変更になるということになっております。それに伴いまして、近年、特に大学生年代ですね、そちらのほうで親の収入が低いとかいろいろありまして、アルバイトをたくさんするというようなことが必要があるという子どもさんたちが多くあるということで、特定扶養の範囲を超えて収入があった場合でも親の一定の控除をしていこうということになっております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） これ123万円超えてもオーケーなんですか。

○委員長（光島善正） 奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩） 123万円までが特定扶養の範囲ということになっておりますので、それ以上になった場合は特定扶養の範囲は超えますけれども、親の一定の所得から控除していこうということになっております。

上限につきましては、収入でいいますと、子どもさんの収入で188万円以下につきましては控除を3万円ということになっておりまして、これが上限となっております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。結構です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑ございますでしょうか。原田委員。

○委員（原田周一）　ちょっと教えていただきたいんですが、今の税条例のこの条例の中身なんですけれども、ここに公示送達ということで18条だけがここに明記されているんですけれども、この中見ますと、4行目ぐらいに、第1条の8、第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、公示事項が記載された書面という文書があるんですけれども、このあたりのこと誰でも閲覧できるのかどうかも含めて、もうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思うんですが、ちょっとこれ1条のほうから載っていないんでね。

○委員長（光島善正）　奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩）　こちら1条のほうにつきましては、地方税法施行規則ということで条例の改正、今回載っていないということにはなるんですけれども、基本的にはインターネットで誰でもが閲覧できるという状況をつくるということを目的ということで、今回の公示送達の条例改正をさせていただくということになっております。

○委員長（光島善正）　原田委員。

○委員（原田周一）　そうすると、個人情報の保護法というのの関連はどうなっているんですかね。

○委員長（光島善正）　奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩）　今現在、どこまで載せるかということ、まだそちらのほうが国のほうから示されていませんので、今のところ、公示送達がインターネットで閲覧ができるということに法律を改正するということのみが来ておりますので、ちょっとその辺り、まだ何とも言えないところではあるんですけれども。

○委員長（光島善正）　ここで暫時休憩いたします。

休　　憩　　午前10時14分

再　　開　　午前10時15分

○委員長（光島善正）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷　明）　奥西課長が申し上げましたとおり、詳細の通知がまだ来ていない中ではございますが、基本的にこれまで町の告示板に貼らせていただいております内容の項目をインターネットでも見られるという状況になると想像しておりますので、その分野に関しましては個人情報保護法に関しての違和感はないものやというように理解しております。以上でございます。

○委員長（光島善正）　原田委員。

○委員（原田周一）　了解しました。結構です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ごいませんか。はい。

ないようでございますので、質疑はこれで終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第31号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第31号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

以上で、今回、総務建設常任委員会へ付託されました1議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また、文教厚生常任委員会に付託される議案につきましても、6月19日の本会議において、討論される方は、討論通告書を6月17日火曜日、午後5時までに議長宛て提出してください。

◎各課所管事項報告について

○委員長（光島善正） 次に、日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

企画財政課所管の株式会社官民連携事業研究所との連携協定について、説明を求めます。岡本企画財政課課長補佐。

○企画財政課課長補佐（岡本博和） そうしましたら、企画財政課所管事項の報告といたしまして、株式会社官民連携事業研究所との連携協定について報告をさせていただきます。

す。

趣旨といたしましては、宇治田原町が抱える地域の課題解決や、町の持続的発展に寄与する官民連携の推進を図ることを目的に、株式会社官民連携事業研究所と協定を締結することとなりました。

先の3月議会で議決をいただき策定いたしました、第6次まちづくり総合計画第5章の効果的な行財政の施策展開において、広域官民連携共同化の推進をうたっております。このたび、縁等ございまして、株式会社官民連携事業研究所と協定を締結する運びとなったものでございます。

なお、官民連携とは、自治体が抱える社会、地域課題であります、例えば、少子高齢化、移住定住の促進、公共交通などの課題に対しまして、その課題解決につながる技術やノウハウ、サービスを持つ民間企業と連携、共同して課題解決に取り組む、そういったものであります。

協定先のほうは、株式会社官民連携事業研究所でございます。本社所在は記載のとおり、大阪府四条畷市、そのほか東京に支社等を有しておられます。代表は、鷲見英利氏、同研究所の代表だけでなく内閣府企業版ふるさと納税マッチングアドバイザーなどを公的機関のアドバイザーなども務められております。

同研究所の主な事業内容は、自治体が抱える社会、地域課題に対して解決案を持つ企業との連携を創出する官民連携事業の展開、自治体と企業の強みとニーズ双方の利益を考え官民連携の創出をサポート、そうですね、課題解決を望んでいる自治体へは社会貢献意識を持つ企業の紹介、橋渡し、また官民連携に関する施策立案のサポート、企業側へは社会課題解決型商品、またサービスの開発サポート、自治体との連携事業創出サポート、そういった官と民との連携、共同を進める事業、これを展開されておられます。

なお、備考欄記載のとおり、同研究所は全国で約60自治体と連携協定を締結されているものでございます。

協定締結式のほうは、7月24日木曜日10時から、役場1階の会議室101、102を予定しておりまして、勝谷町長、研究所代表鷲見氏出席にて、協定締結を行う予定でございます。

連携協力事項といたしましては、町の課題解決等に寄与する企業の紹介に関すること、町が行う官民連携事業への助言に関すること、町及び同研究所が行う官民連携事例の情報発信に関すること、同研究所が保有する官民連携に関するプラットフォームデータベースの利用に関すること、また、それら上記に掲げるもののほか、協定内容の目的を達

成するために必要と認められることと、こういった内容を協力事項としまして協定締結をする予定でございます。

報告については以上でございます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。堀口委員。

○委員（堀口宏隆） この締結するメリットは何かと、お金の仕組みもちょっと教えていただけますでしょうか。

○委員長（光島善正） 岡本課長補佐。

○企画財政課課長補佐（岡本博和） そうですね、やはり民間企業のノウハウですとか技術を生かすことで、行政が持っております課題解決、これまで行政だけでは解決できなかったであろう課題に対して新しい連携の中でその課題が解決できる、また地域の持続的な発展が期待できる、そういうふうな課題解決に対して新しい官民連携というふうな一つの手段として期待ができるのではないかなと、そういうところです。

それと併せて、費用のことですけれども、まずこの本協定を締結に関しては費用は発生はしないと聞いております。あくまでこの事業が展開する中で官民連携事業研究所は、例えば、宇治田原町が抱える課題に対して、それを相談して、それに対して解決策を持つ企業を紹介いただくというふうな形になるんですけれども、例えば、こちらのほうがフィールドとして実証実験をする場を提供する際には、この実証実験という段階では自治体側の費用は発生しないというふうなことで、民間側のほうが実証実験の際は費用を全額負担するというふうな形を聞いております。ただ実証実験を経て、社会で実装されるサービスになった段階でまたこれを連携して使用していきますとなった段階では、予算措置または費用等が発生するというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（光島善正） 堀口委員。

○委員（堀口宏隆） 分かりました。結構です。

○委員長（光島善正） よろしいですか。

ほかに質疑のある方ございませんでしょうか。今西委員。

○委員（今西利行） 内容大体分かったんですが、例えば、宇治田原町として、今る説明あったんですけれども、もし今具体的にある程度こういうことについてという具体案というか思っていることがあれば言ってください。

○委員長（光島善正） 岡本課長補佐。

○企画財政課課長補佐（岡本博和） 4月28日に、同研究所のスタッフの方をお招きしまして、本課を含めて関係課で町の課題について相談させていただく機会がありました。その中で、やはり関係課のほうから出た課題としては、公共交通についての課題というものがやはり大きく出たところで、現在、担当課、まちづくり推進課と共に同研究所のスタッフの方とズーム会議を通じて、具体には5月13日にはその内容について協議もしておりますし、また明日にも同じくズーム会議のほうで相談をさせていただくような形を取っております。ですので、今、具体というふうな形で委員おっしゃいました、今のところ公共交通というふうなことを課題として手前どもは捉えておりますので、それについて、今、研究所のほうに相談をさせていただいている、またこの相談を通じて何かしらの課題につながればというふうな期待しているところでございます。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて企画財政課所管の質疑を終了いたします。

次に税住民課所管の令和7年度町民税（個人）の賦課状況について説明を求めます。
奥西税住民課長。

○税住民課長（奥西正浩） それでは、令和7年度町民税（個人）の賦課状況についてご説明させていただきます。

まず、資料の1、町民税（特別徴収分）調定額の比較をご覧ください。

2つの表の上の上段になります。

町民税（特別徴収分）につきましては、5月15日に発送させていただいております。当初賦課時点で特徴義務者数につきましては、昨年度と比べまして、3.4%の増加をしており、納税義務者数につきましては1.6%の増加ということになっております。

また、調定額につきましては、前年比9.6%の増加となったところでございますけれども、主な要因といたしましては、定額減税の影響がなくなったこと及び近年続いている賃上げの影響が出ているということだと思われまます。

続きまして、2、町民税（全体）調定額の比較をご覧ください。

こちらのほうにつきましては、先ほどの特別徴収分と普通徴収分を合計したものになります。町民税普通徴収分につきましては、6月10日に発送させていただいております。均等割調定額につきましては、前年比0.9%増加となっております。

続きまして、所得割現年分につきましては、表の中段、所得割の現年分の欄をご覧ください

たきますと、こちらのほうも9.7%増、昨年より増加しているということになっております。所得割の増加の要因といたしましては、特別徴収、先ほどもご説明させていただいたとおり、定額減税の終了による影響がなくなったこと及び賃上げの影響が出ているというふうに思われます。所得の内容につきましては、給与所得、営業所得、農業所得で増加しているところです。

なお、多年度新規分及び退職所得分につきましては、今後の課税調査及び異動により順次調定額を得る性格の不確分でございますので、現時点での予算対比では大きな乖離があります。以上となります。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） まず町民税の認定額の比較のところですけども、分析欄に記載はされていると思うんですけども、町民税特別徴収分を納税義務者均等割が37.9%と大幅に下落をしております。37.9%というと数字からしてかなり所得割が減税されているためだけでこれほどの数字になるのか、ちょっと教えてもらえたらと思っています。

○委員長（光島善正） 奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩） こちらのほう分析欄のほうにも書かせてはいただいているんですけども、やはり定額減税の影響により所得割が、減税されたため今回37.9%の減ということになっているんですけども、昨年やはり定額減税を実施したことにより、住民税でいいますと1万円ですね、そちらのほうが減税をさせていただいているんですけども、それに伴いまして、やはり税金納めていただく方の数、そちらのほうが減っているということになっております。結構その、これほど、ということで、前年令和5年との比較をさせていただきますと、令和5年でも190名の方が均等割のみということになっていきますので、減税だけではなくて、やはり所得の増加、賃金ここ何年か賃金上昇しているということで、その分で所得割均等割のみというのが減ってきているというふうに思われます。以上となります。

○委員長（光島善正） 藤本委員。よろしいですか。

ほかに質疑のある方ございませんでしょうか。今西委員。

○委員（今西利行） 今その定額減税の影響とか賃上げの影響などありましたが、その増えているんですけども所得割とか、それは宇治田原町独自の何か影響ってありますか、経済的な。

○委員長（光島善正） 奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩） 宇治田原町独自の何かがあるかと言われるとそこはなかなかないとは思われますけれども、所得の内訳を見ていると、農業所得がかなり伸びていますので、昨年度ぐらい、その前ぐらいからお茶の価格が上昇しているということで、農業所得者の推移を見ているとやはりその部分で伸びているのかなというふうに思っております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） ありません。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、令和6年度税徴収実績について説明を求めます。奥西税住民課長。

○税住民課長（奥西正浩） それでは、令和6年度税徴収実績についてご説明をさせていただきます。

横向きの表になります。

まず1ページ目、同じような表が2つあるんですけれども、まず上段のほうの表になりますけれども、こちらのほう、住民税ということになります。この中の令和6年度決算速報値住民税の右端の徴収率のほうをご覧ください。

徴収率につきましては、現年分で前年同期比0.3ポイント減の99.08%、滞納繰越分で前年同期比の10.6ポイント減の29.50%となっております。

続きまして、下段の表、固定資産税になりますけれども、同じように下段の決算速報値、徴収率のほうをご覧ください。

徴収率のほうにつきましては、現年分で前年同期比0.2ポイント減の99.43%、滞納繰越分で前年同期比15.0ポイント減の48.35%となっております。

続きまして、2ページ目、軽自動車税になりますけれども、こちらも同じように、2ページ目同じような表があるんですけれども、上段のほう、軽自動車税になりますけれども、そちらのほう下段の決算速報値、徴収率のほうをご覧ください。

現年分で前年同期比0.2ポイント増の98.70%、滞納繰越分で前年同期比4.9ポイント減の34.78%となっております。

続きまして、下段のたばこ税になりますけれども、こちらのほうは徴収率100%でございます。

続きまして、資料3ページ、町税全体の表になりますけれども、こちらのほう、下段

の決算速報値のほうをご覧ください。

こちらのほう徴収率は、現年分で前年同期比0.2ポイント減の99.31%、滞納繰越分で前年同期比13.1ポイント減の37.21%、最下段の現年分滞納繰越分の計になりますけれども、前年同期比0.2ポイント減の98.72%となっております。こちらの数値につきましては決算速報値でございますので、今後、若干変わる可能性もございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。以上となります。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。藤本委員。

○委員（藤本英樹） 町民税、固定資産税ともに滞納繰越金が、前年度に比べてかなり悪化しているんですけれども、その原因は何か考えられますでしょうか。

○委員長（光島善正） 奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩） 滞納繰越分につきましては、税機構のほうで徴収のほうを行っておりますので、税機構におきまして若干徴収のほうが悪かったというふうに考えられます。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） それだけでこれぐらいの大幅な増になるもんなんですかね。毎年、去年でしたら5.2%の増が今年10.6%の減やし、かなり差あるんじゃないかなと思うんですけれども。

○委員長（光島善正） 奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩） 税機構のほうで、例えば、大型案件1件あればそれで結構率的には伸びるということもございますし、細かいのをちょっとずつやられるという場合でしたら若干率も下がってくるというふうになっておりますので、6年度につきましてはそういった面で落ちているのかなというふうに考えられます。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 分かりました。

○委員長（光島善正） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございますでしょうか。原田委員。

○委員（原田周一） 今のに関連するんですけれども、不納欠損なんですけれども、まず不納欠損というのが時効どれぐらいなのか、まずお聞きします。何年ぐらいか。

○委員長（光島善正） 奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩） 不納欠損の場合ですけれども、その事柄によって時効の時期

が変わるということになっております。原則5年ということになっております。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 5年というのは以前から何も変わっていないと思うんですが、そういう面ではこの不納欠損額が、町民税、固定資産税とも5年、6年比べますと、6年度かなり減っているわけですがけれども、この6年度のこの不納欠損額34万4,810円、それから固定資産のほうはこれ6万円ほどですがけれども、恐れ入りますけれども、これの件数をお願いします。分かれば教えていただきたいんですが。

○委員長（光島善正） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時39分

○委員長（光島善正） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、後ほど、今の質問の数字を入れていただくということでよろしいでしょうか。
奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩） 申し訳ないです。後ほどご報告させていただきます。

○委員長（光島善正） ではそのように。すみません。原田委員。

○委員（原田周一） それで報告のほうはそれで結構なんですけれども、何でそういうことを聞くか言いましたら、先ほどの報告で、農業所得をはじめ所得が伸びているというような報告があったわけですね。その報告のあった割には、当然その方が対象じゃないというのはもうよく分かっている、5年いうことですから、分かっているんですけれども、そのあたりのなぜこういうのが出てくるか、先ほど、税機構任せみたいだね答弁あったんですけれども、それちょっと違うんじゃないかという気がするんです。やはり所得が伸びているのに、こういうような不納欠損が出てくるということに対してシビアに分析されているのかどうか、その辺はどういうふうに捉えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（光島善正） 奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩） 不納欠損につきましては、外国人であったり、倒産した会社というのはもう回収のしようがないということになっていきますので、そのあたりはもう、例えば、裁判の競売とかいろんなものに参加はさせていただきますけれども、そういったあたりでは回収のほうの努力はさせていただいております。

基本的には税機構さん、そちらのほうとの協議の上で、税機構が回収をするということになっておりますので、そちらにお任せするというのが基本姿勢ということになって

おります。以上となります。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 最終的には税機構に任せて取立ていうのを、まあ、税機構のほうもかなり厳しく取り立てているというような税機構の、議会なんかに行きますとそういった意見もあるわけですが、実際にその税機構に移管するまでにそのあたりはその今の外国人とか云々という話があったんですけども、これはそのまま税金払わんと出国してしまうというようなケースも過去あったというふうに聞いています。だからそのあたりがしっかりと、これ今500人ぐらいですか、450人か500人ということでのいるわけですが、全部が全部悪い人じゃないとは思いますが、今後はやっぱりもっと外国人の労働者なんかの方が増えたら、仮にそういうような見方をしているのであれば、もっと増えるんじゃないかという懸念するんですけども、そのあたりの管理いうんか、要はその雇用者としてしっかりその辺話ができて徴収いうんができるのかどうか、そのあたりは具体的にどういうふうに捉えてはるんですか。

○委員長（光島善正） 村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 昔は、もちろん滞納整理というのは町職員がやっておりました。その時代は滞納整理組合というのがございましたので、うちが徴収に行つて取れなかった分を滞納整理組合に回すというふうな仕組みでございましたが、今はもう税機構ができて以降は、もう督促を出せばその後はもうすぐに税機構に行くということでございますので、税機構につきましては、相当の知識がございますので、給与差押えと差押え等も実際されていますし、滞納整理の強化というのは税機構に行ったほうがよくなっているというふうに私どもは認識しておりますので、その点をちょっとご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） そのとおりだと思います。私も過去監査をずっとやっていましたので、税機構にも議員にも行っていましたのでね、そのことは十二分に分かっているつもりなんですけれども、ただここでその報告していただくときにそういうような表面づらの報告だけじゃなしに、しっかりそのあたりのことも取り組んだ上での内容であれば、私もこういうような質問もしないんですけども、今の説明であれば、ただ期間が来たら取られないから税機構にほとんど回してしまうというふうなふうにちょっととらまえたんで、そのあたりの管理は当然担当課としてしっかり管理するようによろしくお願いしておきます。以上です。

○委員長（光島善正） 先程の不能欠損についてご答弁をお願いします。

奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩） 先程は資料もちあわせておりませんで大変申し訳ございませんでした。

不能欠損の方ですが、6年度町民税個人の方9件、法人の方につきましては2件、固定資産税につきましては7件、軽自動車税につきましては9件、以上となります。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 結構です。

○委員長（光島善正） どうもありがとうございました。

よろしいですか、はい。

ほかに質疑のある方ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて税住民課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席所管分に係ります各課所管事項報告について終了いたします。

これで、日程に挙げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら、挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 当局から何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時48分

○委員長（光島善正） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について進めます。

まず、建設環境課所管の令和6年度ごみ排出量の実績について説明を求めます。中村建設環境課長。

○建設環境課長（中村浩二） それでは建設環境課所管、令和6年度ごみの排出量の実績についてご報告をさせていただきます。

A 4 横版、両面印刷 1 枚ものの資料をご覧いただきたいと存じます。

まず表面の上段部分、横長表中左端部分には、令和 6 年度におけます可燃ごみ、それから不燃ごみの月ごとの排出量を記載し、表中黒太実線にて囲んでいる部分にはごみの排出量月小計、それと 1 日 1 人当たりごみの排出量及び 1 世帯当たりごみの排出量を記載しておるところでございます。

年度合計といたしましては、可燃ごみ約 1,466 トン、前年比と対しまして 72.8 トンの減少、不燃ごみ 364 トン、前年比 20.5 トンの増加、可燃及び不燃を合計いたしまして、約 1,831 トン、前年と比べまして総合計で 54.3 トンの減少となっております。

なお、資料の左端下段部分につきましては、平成 26 年度から令和 6 年度までの排出量の推移を掲載しており、一部繰り返しとなりますが、令和 5 年度と比較して総量にて約 54 トンの減、1 日 1 人当たり量といたしまして 8 グラムの排出量の減となり、令和 2 年度コロナ禍の期間とも重複いたしますが、この時期に増加したごみの排出量が現在も減少を続けておるとい結果になっておるところでございます。

ごみの排出量の減の要因に関しましては、様々な要因が考えられるところではございますが、まず継続して実施しているごみ減量化、分別化への取組が住民の方々への浸透定着したこと、そのほか、また人口の減少、可燃ごみが減っていることにつきましては、物価高等により食料品等の買い控えなど様々な要因が想定されると推測しておるところでございます。

また、下段右部分につきましては、令和 6 年度から令和 15 年度を計画期間としてスタートいたしました第 3 期環境基本計画に記載したごみの排出量の目標値 580 グラムに対しましては、令和 6 年度 577 グラムと目標値に対して 3 グラム減少の達成となっております。今後もさらなる減少に向けて継続をして取り組んでいく方針でございます。

次に裏面をご覧ください。

裏面につきましては、資源物に関する排出量の実績となっております。上段表の左部分、資源物の欄中最下段に記載しておるとおり合計といたしまして 180.81 トンを排出しておるところでございます。また同表中には搬入先施設と搬入した資源物の種類、それぞれ区分して記載もしておるところでございます。

下段部分の左表につきましては、資源物の総量及び 1 人当たりの排出量の推移を掲載しており、排出量にて約 7 トンの減少、1 日 1 人当たりの量は約 57 グラム、昨年度とほぼ同程度の結果となっております。

同じく下段右表には、城南衛生管理組合へ搬入されました資源物の総量及び資源化率

を掲載しておるところでございます。昨年度より搬入量といたしましては、約237トンの減少、資源化率といたしましては、一定度不適物があることから100%はいかないものの、昨年度より0.97%の増加となっている現状でございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、環のくらし地域活動促進事業補助について説明を求めます。中村建設環境課長。

○建設環境課長（中村浩二） それでは引き続きまして、環のくらし地域活動促進事業補助についてご報告をさせていただきます。

A 4 縦版両面印刷 1 枚ものの資料をご覧ください。

循環型社会の実現を目指しまして、地域団体における再生資源の集団回収を推進すること及び再資源化資源の有効活用の促進を目的といたしまして、地域や団体ごとに実施していただいております資源回収につきまして、その回収量に対し1キログラム当たり5円として補助金を交付しているものでございます。

今般、実施団体からの報告に基づきまして令和6年度分の活動実績について報告をさせていただきますものでございます。実施団体は、補助金額に応じたポイント数以上の美化活動、清掃活動、エコキャップ回収運動、環境学習会など、様々な環境美化活動メニューのうち実施団体にて選択をされた環境活動を実施していただいております。

なお、こちらの実績につきましては、事業の見える化ということもありますので、実施団体ごとに実績一覧を町ホームページに掲載をいたしますとともに、6月を環境月間として町広報紙にも啓発記事とともに掲載をしているところでございます。

回収量合計といたしましては、令和6年度28万5,940キログラムとなりまして、前年度と比べ1万5,040キログラム減少しておりますが、減少割合の大きなものといたしましては、新聞の回収量が8,790キログラム減少、そのほか段ボール、雑誌等のブック分につきましても昨年度より比べまして大きく減少しているところがあります。

裏面をご覧くださいと存じます。

裏面につきましては、平成26年度から令和6年度までの再生資源の総回収量の推移を実施団体地区ごとに記載をしておるところでございます。説明につきましては以上で

ざいます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですので、すみません。原田委員。

○委員（原田周一） ちょっとお聞きしますが、これ町内の各住民さんいろいろ協力して、資源化も含めて、これ古紙なんか出しているわけですが、まだまだ、以前から問題になって条例なんかもできたと思うんですが、盗難ですね業者による、地域に指定のところに出して、要は資源ができるようなものに対する盗難、その辺のその対策なんか今は何か進んでいるんでしょうか。以前、何のあれもなかったんですが、罰金いうんですか、罰則いうんですか、規定も確かできたと思うんですが、その後何ら減っていないように思うんですが、そのあたりは何か報告、各自治会いうんですか、から、ここから受けておられるとか、あるいはそれに対する対策みたいなものはどのように考えておられるのかちょっとお聞かせ願います。

○委員長（光島善正） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） まず現状といたしまして、地域で実施していただいている資源物の回収及びまたはその盗難に対象となる空き缶、アルミ缶とか空き缶、そういったものの状況につきましては、不審な業者が集めに回っているというような苦情というのは受けておる現状はありません。

ただ、住民の方との距離が近いということもありまして、最近受けた苦情の中では、無料で家電製品を回収しますというようなチラシが出回っておるということで、これが本当に大丈夫なのか、その業者はいいのかというような問合せを受けたことはあるんですが、実際その出された廃棄されたごみを業者が持ち去っておるというのは、最近ちょっと聞いてはいない状態です。

○委員長（光島善正） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時01分

○委員長（光島善正） 休憩前に引き続き会議を再開します。垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） 先ほどから原田委員おっしゃっていただいている、その持ち去り、盗難という話になれば、そのリサイクルするものとして恐らくは数年前にごみ箱の中に入っている鉄くずであったりとか、多分売れるであろう物を持って帰ったとい

う、そういった経過やと思います。前谷出課長なんかもそういった対応もしてくれていましたし、ただ、今現在ではそういった通報は非常に少ないというか、ない状態です。で、我々のほうで早朝に警察とパトロールするなどというのは今ない状態でございます。

ただ、条例の改正もあって、そういった事業者に対する罰則が当然ございます。それはごみというよりは、例えば、資源であったりとか不燃可燃問わずその出された物をそこから持ち去ることに対しての罰則にもなりますので、そういった事業者以外の方はそういうことできませんので、今おっしゃっているような事例がもし発生した場合にはまたご連絡なりご通報いただければ、我々のほうでまた対応したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） その以前に比べてそういったケースが減っているということで安心はしているんですけども、引き続き、そういう苦情があれば何とかパトロールの強化なり、何かそういうような対応をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて建設環境課所管の質疑を終了いたします。

次に、まちづくり推進課所管の第13回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果について説明を求めます。植村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） では、お手元の資料に基づきましてご報告いたします。

第13回宇治田原町地域公共交通活性化協議会、こちら開催日時5月2日午後2時から役場庁舎会議室にて開催いたしました。

出席委員、井上会長、上辻副会長など10名がご出席いただき、当日の傍聴お1人、今西副委員長に傍聴いただいたところでございます。

議題につきましては、番号(1)から(6)の内容でございまして、年度当初の会議でございますので、前年度の取組報告、また今年度の計画、バス・タクシーそれぞれの交通事業者より現状等に説明をいただきました。

会議結果につきましては、令和6年度の各種利用促進活動等の取組、また令和7年度、今年度の事業計画等についてご承認をいただいております。令和6年度取組の中で持続性のある路線バスに向けて京都京阪バス沿線自治体担当者による勉強会の開催など、各

種活動取組についてもご説明をさせていただきました。

また、日々厳しさを増す環境にあるバス・タクシー業界につきまして、タクシー事業者より、京都市内では資金力のある外資系企業の業界参入等について報告があったところでございます。

特にバス運行事業者からは、運転手不足の厳しい現状等が話され、今後予定されております上限運賃の変更等についても併せて報告があったところです。

会議内での意見等につきまして、こちらにも記載ございますが、本町の公共交通利用促進の取組については、近隣市町へ活動の幅も広げるなど、かなり充実していると、そのような取組について関係自治体への情報発信も願う、それから、鷲峰山トンネルの開通により、和束町と本町の移動性が高まるとともにバス利用の増加の余地も出てくると、ウイン・ウインの関係となるよう相互連携に努めてもらいたい、また公共交通の維持は、運行事業者1企業だけの取組ではなく、地域住民も含めた町全体でバスやタクシーを守るという視点を持つ必要がある、などの意見が出されたところでございます。

今後も様々な利用促進活動に努め、地域内の公共交通の満足度の向上、そして町内外をつなぐ路線の維持に取り組んでまいりたいと考えております。以上、報告いたします。
○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） じゃ、何点かお願いします。

まず1点目ですが、この当初予算の中では、地域公共交通活性化協議会において、利用者負担軽減の検討とあります。これは町長も公約でも述べられておりましたが、具体的にどのように検討されていくのか、今回の会議ではその点については全く議題に上がっておりませんでした。今後の予定をお聞かせください。

○委員長（光島善正） 植村課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） 過日一般質問でも、堀口議員のほうからご質問いただきました、運転士不足の問題が京都京阪バスにおいても大変厳しい状況となっております。現状、管理職、事務職、運転免許持っている方が路線維持するために現在運転していただいている状況でありまして、路線の維持に向け、京都京阪バスも真摯に取り組んでもらっているところです。

まずは、私どもはその路線の維持に向けて町として支援をしていきたいと考えておまして、まずはその課題から解決していった、今、今西委員のおっしゃっているような部分も、今後、検討してまいりたいと考えております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） この件については、私何回も一般質問で取り上げさせていただいて
いますので、ぜひこれは検討課題として上げていってください。

2点目ですが、道路運送法に基づく有償運送の効果検証、これも当初予算に上がって
おりますが、必要に応じた変更ともありますが、これまで具体的にどのような検討され
てきたのか、また必要に応じた変更とありますが、変更すべき点の検討をされてきたの
か、そのあたりについても分かる範囲で教えてください。

○委員長（光島善正） 植村課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） これまでOD調査、乗降調査、それからアンケート
等を含め利用者の声拾ってまいりました。それらご意見等を専門家の知見、交通事業者
の意見等を出し合うこの地域公共交通会議の中で継続的に利便性向上について検討して
いるところでございます。これからもまた今年度もOD調査等を含めて、そのような意
見を聞きながら利便性向上について検証兼ねて検討してまいりたいと考えております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 住民の方からの声なんです、バス停のこととかも、私一般質問で
取り上げていますが、有償運送に伴ってバス停を設定しなくちゃならないとよく分かる
んですが、これまで自由乗降をされてきまして、その関連でいえば、非常に不便になっ
たという声も聞きます。そのあたりも含めてまた今後検討をよろしくお願いしたいと思
います。

それから、もう1点だけ、幹線交通の補助的交通体系でございしますが、これ乗り継ぎ
支援についても、この間、何回か私も質問させていただいてお答えもいただいたんです
が、進捗状況をお聞かせ願いますか。

○委員長（光島善正） 植村課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） 乗り継ぎ支援、は一とバスやは一とタクシーの支線
から基幹交通、京都京阪バスへの乗り継ぎ支援の部分でおっしゃっていると思うんです
が、先ほども申し上げましたように、京都京阪バス自体がなかなか、事務職もバスの運
転しなければならないというような手いっぱいな状況でございします。なかなかそのつな
ぎの先が今厳しい状況でございしますので、その辺も状況を踏まえながら、引き続き議論
はしていきたいと思っております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 私は、その乗り継ぎ支援ということで、運賃面でも乗り継ぎ支援と

いうのは考えられると思うので、そのあたりも含めて、今後また検討していただければというふうに思います。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） これにて質疑を終了いたします。

続いて、令和7年度第1回宇治田原町都市計画審議会の開催結果について説明を求めます。山崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（山崎浩典） それでは、資料に基づきまして、今年度第1回目の宇治田原町都市計画審議会の開催結果についてご報告させていただきます。

日時につきましては、5月21日に開催させていただき、出席委員につきましては、10名全ての方にご出席をいただきました。

審議内容としましては、今年度計画しております町決定の都市計画下水道の変更原案に係る説明及び説明会の報告等をさせていただき、その際には、都市計画下水道の変更内容、説明会の結果報告等について、委員の皆様にご説明をさせていただきました。

当日、委員の皆様方からの質問内容等は以下に書いている3点となりまして、1つ目が、説明会でデメリットはないのかとの質問があったが、デメリットはないのか、またはデメリットはあるがメリットのほうが大きいという理解でいいのかという質問に対しまして、デメリットは考えにくい、メリットの部分のほうが大きいという回答をさせていただいております。

2点目、確認になるが、説明会の際に質問に対する回答をしたのは京都府になるのか、また町になるのかという質問に対しまして、説明会は府と町の都市計画変更に係る説明会であったため、質問の内容に応じ、それぞれのほうで回答をさせていただいたという回答をさせていただいております。

最後に、説明会の対象者が本町在住者と利害関係人となっているが、下水道エリア全体が対象の説明会ということでもいいのかという質問に対しまして、京都府と合同で開催しており、今回編入を考えております木津川流域下水道エリア全体が対象となるというふうに回答させていただきました。以上となります。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 質疑がないようですので、これにてまちづくり推進課所管の質疑

を終了いたします。

次に、上下水道課所管の下水道普及状況について説明を求めます。衣川上下水道課課長補佐。

○上下水道課課長補佐（衣川信哉） それでは、下水道普及状況について報告させていただきます。

資料 2 枚目の公共下水道供用開始区域図をご覧ください。

黄色の着色部が、令和 5 年度までに供用した区域 308.08 ヘクタールとなります。赤い色着色部が、令和 6 年度に供用した区域 1.12 ヘクタールとなります。令和 6 年度につきましては、禅定寺地区において管渠布設工事を行いました。

戻りまして、次に、資料の 1 枚目の下水道普及状況の表をご覧ください。

表 1 は、公共下水道の普及率や水洗化率を表しています。令和 6 年度末の整備面積は 309.2 ヘクタール、整備人口は 7,629 人です。整備人口 7,629 人が行政人口 8,626 人に占める割合が下水道普及率となりまして 88.4%、昨年度から 0.1% の増加となっております。

また、処理区域内において、実際に公共下水道を使用している人の数であります、水洗化人口が 6,308 人、整備人口が 7,629 人、占める割合で水洗化率は 82.7%、昨年度から 0.8% の増加となっております。

なお、表の下段の括弧書きにつきましては、世帯数をベースとしたものとなっております。

続きまして、表 2 になりますが、浄化槽整備推進事業について、表 1 と同様に表したものです。令和 6 年度には新たに浄化槽を整備しておりませんので、整備基数は令和 5 年度から変更がありません。高尾、奥山田の整備人口 131 人を公共下水道と同様に、行政人口 8,626 人を分母として普及率 1.6% を算定しました。高尾、奥山田の行政人口 324 人に対してまして、整備人口が 131 人となりまして、割合が 40.4% となります。ちなみに令和 7 年度から、湯屋谷、岩山のそれぞれの一部は浄化槽整備推進事業の事業区域となっております、令和 7 年度につきましては、浄化槽 5 基の整備費を計上しております。

続きまして、表 3 になりますが、3 は表 1 と表 2 の合計であります。町が管理する汚水処理施設全体の普及率と水洗化率を表しております。

表 4 は、表 3 の区自治会ごとの内訳を表しております。

工業団地につきましては、各区に割り振らず、別に表すことで整備の進捗を分かりやすくしております。

令和6年度につきましては、禪定寺地区において1.12ヘクタールの整備面積を増加しています。裏面の表5になりますが、汚水処理人口と汚水処理人口普及率を表しております。汚水処理人口は、公共下水道の整備人口7,629人と処理区域外の全ての合併浄化槽の処理人口513人を足したものです。この汚水処理人口8,142人が、行政人口8,626人に占める割合が汚水処理人口普及率94.4%となりまして、昨年度から0.1%の増となっております。説明については以上となります。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 水洗化率がやっぱり100%もいかないのは分かるんですけども、主な要因って言えますかね、分かりますか。

○委員長（光島善正） 石田補佐。

○上下水道課課長補佐（石田隆義） 水洗化率といいますのは下水道内に接続するという形になるんですけども、どうしても接続する方に対してその費用の負担というのが発生することがあるかと思っております。その辺がやはりどうしても、こちらとしてもお願いをするところではあるんですけども、その接続水洗化率に影響することというのは出てくるのかなとは思ってはおります。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） ということは、いろんなそれぞれ各家庭の事情によって、せっかく来ているんやけれども、水洗化しないということですね。

○委員長（光島善正） 石田補佐。

○上下水道課課長補佐（石田隆義） どうしてもそういうような部分というのはあるかと思っております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） すみません、もう1点だけ、くみ取りの件数って今どれぐらいまだあるんでしょうか。

○委員長（光島善正） ここで暫時休憩を行います。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時23分

○委員長（光島善正） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。衣川補佐。

○上下水道課課長補佐（衣川信哉） 令和6年度末におきまして、くみ取りの人口は706人としております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 今後、その706件ですか、あるわけですね。今後それについてはやはりなかなか難しいと思うんですけども、水洗化という形で勧奨されていくわけですかね、それは。

○委員長（光島善正） 衣川補佐。

○上下水道課課長補佐（衣川信哉） 下水道区域におきましては、引き続き勧奨のほうを行っていきたいと考えております。

○委員（今西利行） 結構です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて、上下水道課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告について終了いたします。

これで、日程に上げておりますただいま出席の所管分の各課所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら、挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） 当局から何かございますでしょうか。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

◎その他

○委員長（光島善正） 次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 当局から何かありましたら。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 事務局から何かございますか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようでございますので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は、付託議案1件及び各課所管事項報告等多岐にわたっての審査が終了いたしま

した。無事審査を終了できましたことにお礼を申し上げます。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期を迎えました。

各所管課におかれましては、早期の事業着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項・懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

7月の閉会中の委員会においては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定としております。7月17日、午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会します。大変ご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時27分

宇治田原町議会委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

光 島 善 正